

理由

令和 5 年に防災街区整備地区計画を策定してから地区内の建物の難燃化が進み令和 7 年度末に想定平均焼失率が基準値を下回り、著しく危険な密集市街地の解消に至ったが、防災道路の整備については消防活動困難区域の解消に向け、防災道路の整備を実効性のあるものとし、地区の更なる防災性の向上を図るため地区計画を変更するもの。